

山梨県公報

第千四百四十二号

平成十六年

一月八日

木曜日

目次

告示

廃川敷地等

建築基準法に基づく道路位置指定(二件).....

公告

峡東都市計画道路事業の施行について

開発行為に関する工事の完了について(二件).....

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則.....

人事記録に関する規則の一部を改正する規則.....

公安委員会

技能検定員等審査の実施.....

遊技機の型式の検定.....

告示

山梨県告示第一号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 河川の名称 富士川水系 田草川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年一月八日

三 廃川敷地等の位置 東山梨郡勝沼町大字小佐手字横落前百十五番地、百十九番地、

百二十の一番地先及び大字勝沼字北境田四百十一の三番地先から四百十一の四番地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量 二百七十・七四平方メートル

山梨県告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の位置

東八代郡石和町河内字宮窪二二六番地一

二 道路の幅員

四・八五メートル

三 道路の延長

三三・四六メートル

山梨県告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の位置

東八代郡石和町今井字参宮地一四二番地一

二 道路の幅員

六・〇〇メートル

三 道路の延長

四四・五〇メートル

公告

● 峡東都市計画道路事業の施行について

峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年一月八日

- 一 都市計画事業の種類及び名称
峡東都市計画道路事業三・四・二号上於曾駅前赤尾線
- 二 施行者の名称
山梨県
- 三 事務所の所在地
塩山市上塩後二二三九番一 峡東地域振興局塩山建設部(東山梨合同庁舎内)
- 四 事業地の所在
山梨県塩山市大字上於曾字宮ノ窪、字鳥居原及び字宮村地内

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年一月八日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡敷島町長塚字大曲六四五の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡敷島町長塚百三番地 中込万吉
中巨摩郡敷島町長塚百三番地 中込啓介

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年一月八日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字清水二二三六五の一及び二三三六七
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条四千百七十四番地 野沢武夫

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十六年一月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
南アルプス市和泉字大河原九四一、九四二、九四四、九六〇の二、九六一の三、九六二の二、九六三の二、九六四の二、九六五の一、九六六、九六八、九六九、九七〇の一、九七一の一、九七二の一、九七三、九七四、九七五、九七六、九七八及び九七九並びに同市東南湖字横川八七一、八七二、八七三の一、九〇二の一、九〇二の五及び九〇四の五
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市湯村一丁目九番二十七号 株式会社 KOKUSAI・GROUP 代表取締役 中山聖来

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年一月八日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第四号まで」を「第六号まで」に改め、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

- 五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員をもつて補充しようとする職で、山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委

員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）第一条に規定するもの
 六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項の規定により採用された者をもつて補充しようとする職
附則
 この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十六年一月八日

山梨県人事委員会
 委員長 坂 本 宏

人事記録に関する規則の一部を改正する規則
 人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の項中「任命すること」の下に「又は地方教育行政法第四十七条の二第一項の規定により職員に任命すること」を加え、同表20の項中「場合」の下に「又は地方教育行政法第四十七条の二第一項の規定により職を免ずる場合」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。
 平成十六年一月八日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許（以下「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十六年二月九日（月）及び二月十三日（金）
 （午前九時から午後四時まで）

2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十六年一月九日（金）から平成十六年二月二日（月）まで

2 場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課 教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

（一）特定第一種運転免許
 一万四千七百五十円

（二）普通自動車免許
 一万五百円

（三）大型自動車第二種免許等
 二万二千五十円

2 教習指導員審査

（一）特定第一種運転免許

- (一) 九千八百五十円
- (二) 普通自動車免許
一万二千五百円
- (三) 大型自動車第二種免許等
一万二千五百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年一月七日までとする。
平成十六年一月八日

山梨県公安委員会
委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	型式	概要
	遊技機の種類及び区分	
	型式名	
	製造又は輸入業者名	
	検定番号	

株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区鳥森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRサイボーグ09MC	株式会社ニューギン	三〇〇八一四
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR・木枯し紋次郎EJ	株式会社平和	三〇〇八四八
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	アレンジボー ル遊技機 規則第六条第三号（別表第六）	CRエキサイトラッシュ	株式会社藤商事	三五〇六五七
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR世界むかし話C	株式会社藤商事	三〇〇七四八
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR世界むかし話W	株式会社藤商事	三〇〇八五四
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表	CR大江戸百景V	株式会社ソフィア	三〇〇八九一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番